

# 令和3年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付要綱

兵庫県交通共済協同組合

## (事業趣旨)

第1条 兵庫県交通共済協同組合（以下「組合」という。）は、組合員事業所の交通事故抑止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）を導入した組合員に対してその経費の一部を助成する。

## (対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）の対象装置とし、車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用貨物自動車とする。

## (助成額等)

第3条 助成額は、組合の対人共済契約をした事業用貨物自動車に、当該年度に新たな装置を装着した場合、1台あたり2万円を交付する。

ただし、国及び他の機関の助成等を含めた助成額の合計が、装置の価格を超えない範囲で交付するものとする。

2 助成対象数は、3台を上限とする。

## (助成金の申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする組合員（以下「申請者」という。）は、「衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、組合理事長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、令和4年1月末日までとする。ただし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

## (助成金の交付)

第5条 組合は、申請者から前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、交付条件に適合すると認められるときは、申請者に対し助成金を交付する。

## (助成金の返還)

第6条 次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、組合は助成金の交付を受けた組合員（以下「助成金受領者」という。）に対し期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

ただし、当該装置が、助成金の交付を受けた日から起算して4年を経過した日以降に発生したものについてはこの限りではない。

- ① 申請書の内容に虚偽があった場合、若しくは他の法令等に違反したとき。
  - ② 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。
  - ③ 差し押さえまたは競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
  - ④ 助成対象の車両が、対人共済契約を解約したとき。
- 2 助成金受領者は、第1項に掲げる各号に該当事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第7条 助成金受領者は、関係法令等に従い、導入した装置を適正に保守管理しなければならない。

- 2 助成金受領者は、助成対象となった装置が、装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、当該自動車の譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 組合は、助成金受領者に対し本助成に関する報告を求めることができる。

付 則

1. この要綱は令和3年4月1日から施行する。
2. この要綱第3条第1項にかかわらず令和3年2月1日以降、新たに装置を装着したものに遡及して適用する。